

うるおいのあるまちづくり



〔千葉市屋外広告物条例のしおり〕

目 次

屋外広告物とは? 4~5

●屋外広告物の種類

屋外広告物の定義は
屋外広告物法で
定められています。

屋外広告物をつくる前に 6~7

●屋外広告物をつくるうえで考えること

周辺の家・道路・街並みに
配慮しましょう。

製作・取付を依頼する時 8~9

●屋外広告業の登録 ●業務主任者の設置

屋外広告業の
登録をしてある業者に
依頼しましょう。

最低限のきまりがあります 10~33

- 禁止物件 10~11
- 許可・届出 12~13
- 地域の区分 14~15
 - ・許可の基準 16~19
 - ・適用除外 20~23
- 広告物景観形成地区 24~25
 - ・許可の基準 26~30
 - ・適用除外 31~33

提出の許可を受けるには、
守るべききまりがあります。

広告物の安全と良い景観を維持するために 34

●管理と除却の義務

定期点検や清掃などのメンテナンスでよい良い環境を。



きまりに違反したら 35

●違反の措置

調査の取付・簡易除却・罰則などの規定があります。

うるおいのあるまちづくり 36~37

●屋外広告物美化キャンペーン

- 千葉市都市文化賞
- 公共掲示板の設置

●屋外広告物に関する市民活動の支援

市民の皆さんにあって、さまさまな取り組みがなされています。

屋外広告物とは？

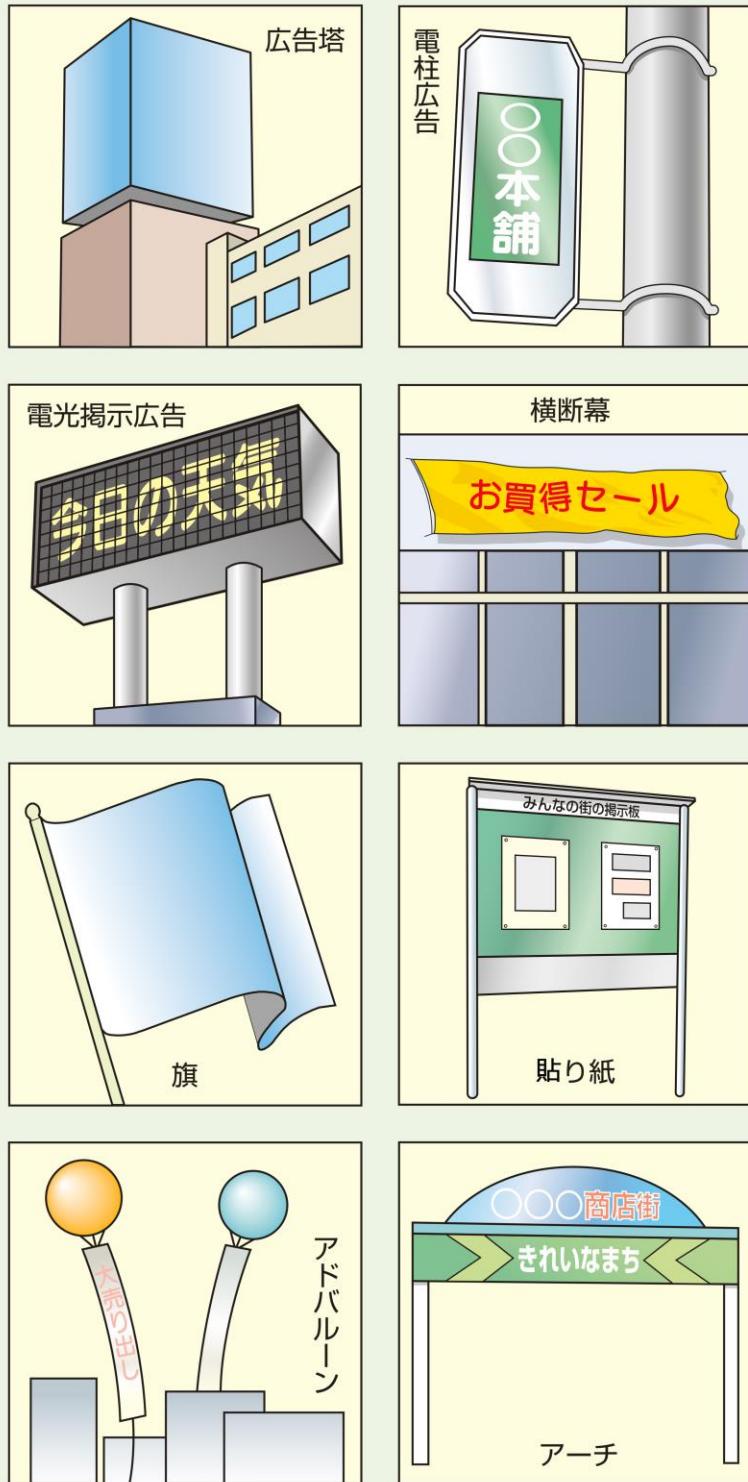
屋外に掲出されるものは、屋外広告物法によって定義されています。

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。（法2条1項）

●屋外広告物の種類



屋外広告物には、
次のようなものが
あります。





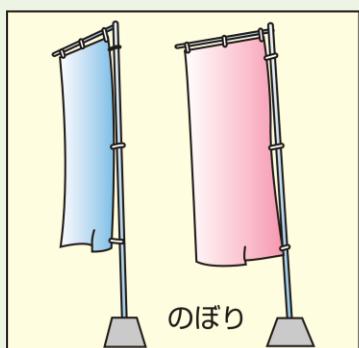
野立広告



車体広告



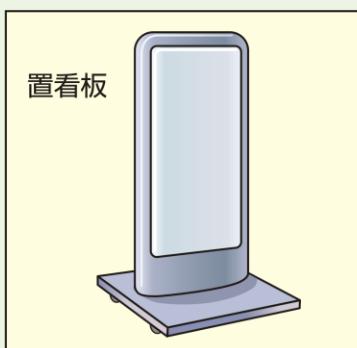
貼り札



のぼり



懸垂幕



置看板

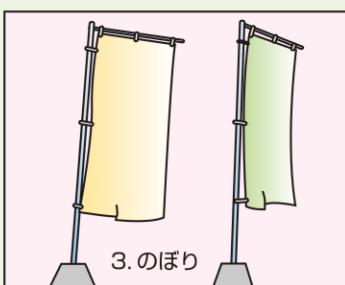
屋外広告物になるもの
ならないもの
みなさん、わかりますか？



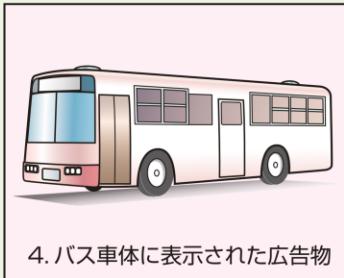
1. 街頭で配られているビラ



2. 屋外の電光掲示板



3. のぼり



4. バス車体に表示された広告物



5. 音響の広告



6. ネオンサイン

正解 屋外広告物は 2,3,4,6

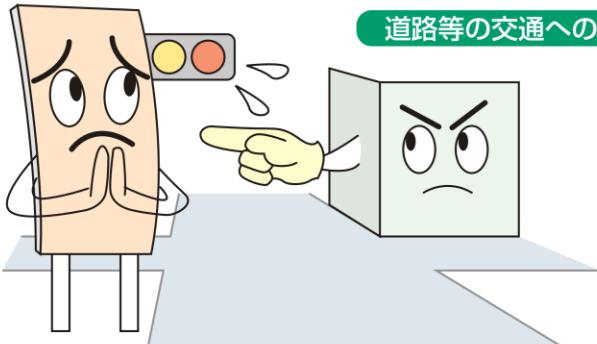
屋外広告物をつくる前に

広告物を設置した後の影響を考えていますか？

屋外広告物は、伝達機能や目印、街の賑わいの演出等、広告媒体として役立っています。しかし、無秩序に氾濫すると景観を損ねたり、落下の危険性、道路の見通し不良等、迷惑になります。

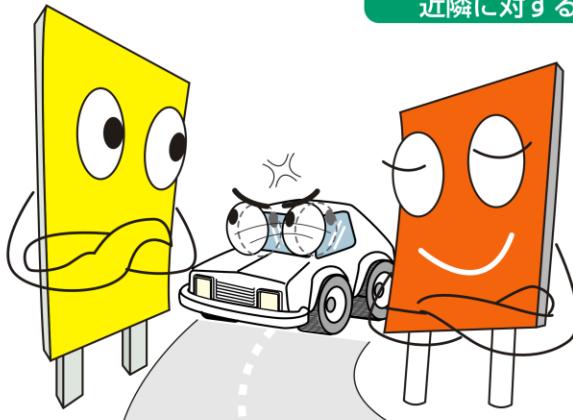
広告物をつくるにあたっては、次の点に配慮しながらルールを守っていきましょう。

屋外広告物をつくるうえで考えること



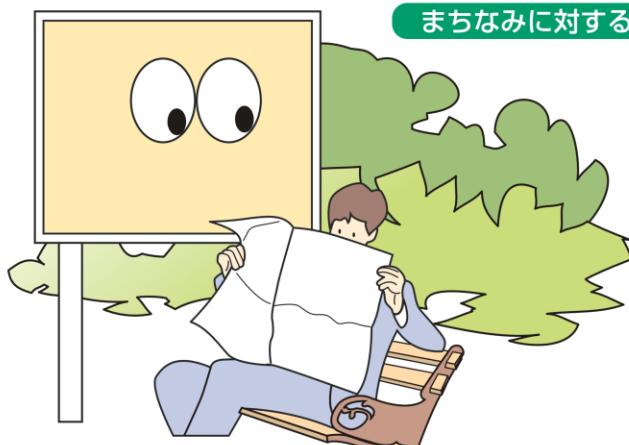
道路等の交通への配慮

- ・交差点付近等で、見通しを妨げていませんか？
- ・信号・道路標識等見えにくくしていませんか？
- 道路からの見通しを妨げないよう、設置位置の気配りが必要です。



近隣に対する配慮

- ・隣の看板と大きさや派手さを競い合っていますか？
- まちなみには影響するだけでなく、結果的に看板の機能を低下させてしまいます。
- ・広告物を掲出するのにふさわしい場所ですか？
- 戸建住宅、マンション、病院、学校、公園等、広告物を設置する場所のまわりの状況も様々です。照明、色彩、規模、位置、表示の内容等についても、その場にふさわしいものを検討してみましょう。



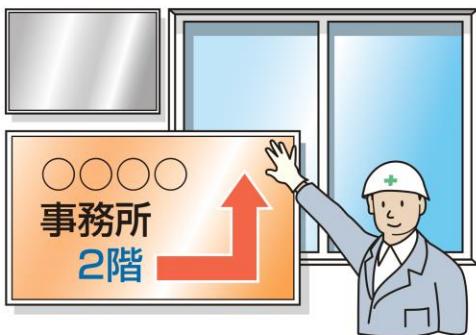
まちなみに対する配慮

- ・遠くに見える風景を大切にしていますか？
- ・まちなみや景色をさえぎっていませんか？（公園、河川、海辺等の公共の空間を利用する人についての配慮）
- ・道路や鉄道等からの見え方について考えていますか？（道路、鉄道等の千葉市を通じる人々への景観上の配慮）
- まわりの状況にあわせて設置位置、規模を検討しましょう。

取付箇所に対する配慮

あらかじめ広告物を取り付ける位置についても検討しておきましょう。

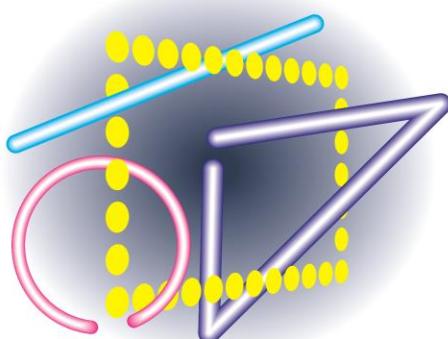
資材の無駄を省き、安全性も高まるほか、仕上がりも美しくなります。



・窓をふさいでいませんか？

→窓面を隠す広告物は、建築物内の採光、通風、眺望を妨げるだけでなく、避難路が確保されず、防災上危険な場合もありますので控えましょう。車両等に表示する場合には、車両保安上必要な箇所、乗降客の利便性を損なう箇所を避けるようにしましょう。

照明についての配慮

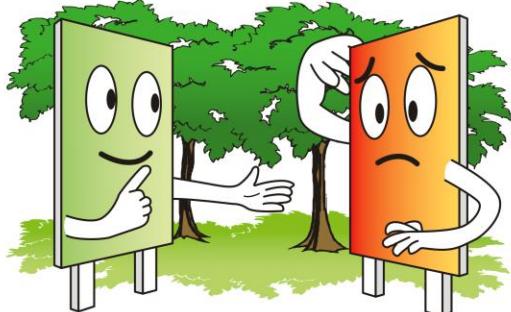


・夜、ネオンサイン等で近隣に迷惑をかけないませんか？

→広告物の照明は、昼間とは違った夜間独特の雰囲気を形成しています。

広告物に夜間照明を必要とすることは多いですが、一方で周辺住民に対する不快感（点滅による不快感や身体への悪影響、睡眠の妨害）、動植物に対する影響等の光害も問題となっています。照明の設置にあたっては、上空への光の漏洩防止、周辺とのバランスを考慮したワット数の低減、深夜の消灯、減灯等の配慮が必要です。省エネエネルギーにもつながります。

色彩についての配慮



・色彩の使い方は適当ですか？

→樹木や花の色は、自然界にバランスよく掛け込んでいます。色はその色単色で見ることはできません。周りの色によっても左右されます。高彩度のものは必要最小限に押さえ、まわりの環境との調和を心がけましょう。

身近な景観デザイン手法の配慮



道路等に対して圧迫感を与えたまちなみを乱すことのないよう、スカイラインに対する配慮をしましょう。

・具体的な手法

→独立看板や屋上広告塔などの高さを揃えることにより、スカイラインが揃い、道路等からも見えやすくなります。

広告物・サインについて集約化を図りましょう。過度な情報量により混乱が引き起こされることがあります。

・具体的な手法

→広告物をまとめて全体量を少なく押さえていくことにより、かえって広告物が引き立つことがあります。

製作・取付を依頼する時



広告物を製作して
取り付けるときには、
「屋外広告業の登録」を
してある優良業者に
依頼することが大切です。

●屋外広告業を営まれる方は

千葉市内で屋外広告業を営まれる方は、その登録をしなければなりません。（条例21条）

また、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務づけられています。（条例29条）

屋外広告業の登録は、5年ごとに更新が必要です。（条例21条2項）

◆登録に必要な書類

- ・屋外広告業登録申請書
- ・誓約書
- ・登録申請者の略歴書（法人の場合は役員分）
- ・業務主任者の略歴書
- ・住民票（個人の場合）
- ・登記事項証明書（法人の場合）
- ・業務主任者の資格証の写
- ・登録手数料10,000円





講習開催風景

講習の実施要領

- 屋外広告物の法令に関すること
- 屋外広告物の表示の方法に関すること
- 屋外広告物の施工に関すること

○受講手数料

平成14年7月1日より

区分	単位	金額
法令に関するもの	1人1回につき	1,100円
表示の方法に関するもの	1人1回につき	1,000円
施工に関するもの	1人1回につき	1,200円

業務主任者

- 都道府県・指定都市・中核市が必要な知識を習得させる目的で行う講習会修了者
- 広告美術仕上げの職業指導員免許取得者、技能検定試験合格者、職業訓練修了者
 - 屋外広告士
- 市長が、講習会修了者と同等の知識を有すると認める者

最低限のきまりがあります

禁止
物件

(条例 3 条)

屋外広告物は、どこにでも掲出して良いものではありません。道路上や視界を妨げる場所、公共物や文化財等の物件には表示したり、設置してはいけないものがあります。



道路・鉄道等の橋りょう、歩道橋



トンネル、高架構造物



道路、道路の分離帯



道路の付属物（ガードレール・ミラー等）



パーキングメーター・チケット発給設備



信号機、道路標識



電柱、街灯柱



街路樹、路傍樹



郵便ポスト、電話ボックス



送電用鉄塔、送受信塔、路上配電盤



銅像、神仏像、記念碑等
(私人が管理するものは除きます)



消火栓、火災報知器、望楼、警鐘台

許可

(条例6条／規則2条・3条・6条)

屋外広告物の掲出には許可が必要です。又、許可申請には手数料がかかり、有効期間が定められています。※許可申請が不要になる場合があります。20~23ページ、31~33ページを参照)

◆許可の必要な場合

- 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合
- 広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとする場合
(規則で定める軽微な変更又は改造を除く)
- 許可の更新をしようとする場合

◆広告物の管理者設置を義務付けています。

(条例7条2項2号／規則4条1項)



◆許可の更新時に安全点検確認書が必要です！ (様式第1号の2)

※屋外広告士などの専門知識を有する者が作成する必要があります。

■ 安全点検の内容

- (1) 取付（支持）部分の変形・腐食
- (2) 主要部材の変形・腐食
- (3) ボルト・ビス等のさび・欠損の状況
- (4) 表示面の汚染・腐食・はく離・破損

届出

(条例 36 条／規則 23 条)

許可物件を表示、設置、管理する人等に変更があった場合はすみやかに、その旨を市長に届け出なければなりません。

◆届出の必要な場合

- 広告物の設置者や管理者に変更があった場合
- 広告物を除却した場合
- 広告物が滅失した場合

◆屋外広告物許可申請手数料 (条例 40 条)

種類	手数料	
	単位	金額
貼り紙・ポスター	50枚につき	380円
貼り札	10枚につき	380円
立看板	1枚につき	380円
旗・のぼり・横断幕	1枚につき	380円
アドバルーン	1個につき	2,000円
電柱類の広告	1個につき	380円
自動車の広告 鉄道等車両の広告 アーチ 広告板等	表示面積 1 平方メートル未満のもの、1個につき	760円
	表示面積 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満のもの、1個につき	1,150円
	表示面積 2 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの、1個につき	2,000円
	表示面積 5 平方メートル以上のもの、1個につき 5 平方メートルまでごとに	2,000円

●許可の表示



許可を受けた広告物は、上図のシールを貼付する必要があります。



はり紙、ポスターその他これらに類するものは、上図の許可印の押印が必要です。

◆許可の有効期間

広告物の種類	貼り紙 ポスター 貼り札 立看板 旗・のぼり・横断幕 アドバルーン	自動車の広告 鉄道等車両の広告 電柱類の広告 広告板等 (建築物の壁面に直接塗装され、貼り付けられ、若しくは掛けられたもの等で右に掲げる以外のもの)	アーチ 広告板等 (土地、建物に堅牢に取り付けられているもの及びバス停留所の上屋に添加されているものに限る。)
期間	1月以内	1年以内	3年以内

(条例4条／条例4条の2)

千葉市屋外広告物規制図



凡 例		
第1種地域	道路とその周辺	
	公園・緑地保全地区とその周辺	
第2種地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	
第3種地域	上記以外の千葉市	
広告物景観形成地区	市長が指定する区域	
市域界		
区界		



優れた環境を維持すべき地域で、図に示された公園・緑地・道路・駅前広場等が該当します。

ある一定の大きさ以下の自家用広告物・道標・案内図板のみ掲出することができます。

良好な住環境を維持すべき地域で、図に示された第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が該当します。低層住居の環境を守るための基準が設けられています。

広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置についての適正化を図る地域で、第1種地域及び第2種地域以外の地域が該当します。

地域の特性を活かした魅力ある景観を形成するため、広告物又は広告物を掲出する物件の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法を制限することが特に必要な区域として、市長が指定する地区で、独自の基準が設けられています。

■ 揭出できる広告物の基準（第1種地域のみ）

第1種地域

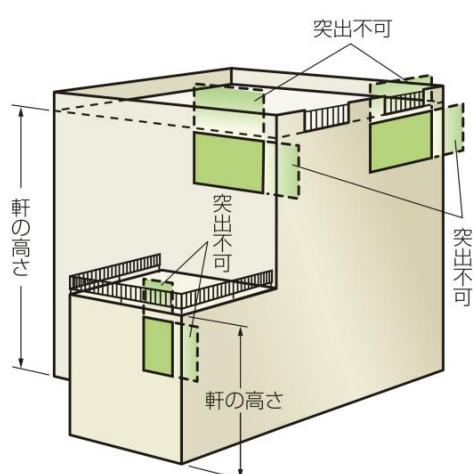
- 自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。
- 道標、案内図板その他公共的目的を有する広告物又はこれを掲出する物件であること。

● 共通基準

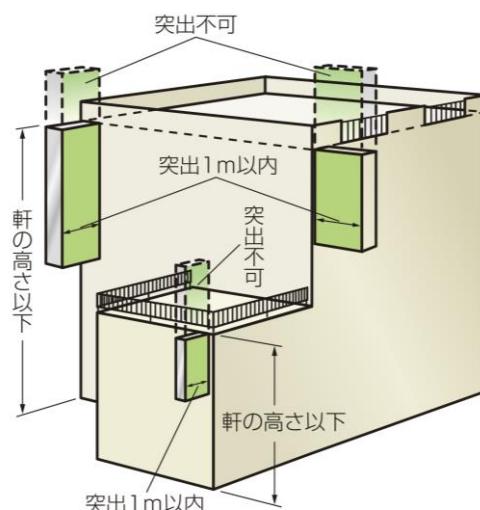
第1種地域	第2種地域	第3種地域
地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。	蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。	信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。
ネオン管、その他広告物の照明は点滅しないこと。 回転灯を使用しないこと。		

建築物に表示し、又は掲出するもの

■ 壁面に掲示するもの



■ 建物から突き出るもの



総表示面積

1壁面につき壁面面積の5分の1以下かつ5m²以下（軒の高さが7mを超える建築物については10m²以下）

1壁面につき壁面面積の5分の1以下

1表示面積

3m²以下

突出幅

事業所の敷地内で
壁面から1m以下

壁面から1m以下

上端の高さ

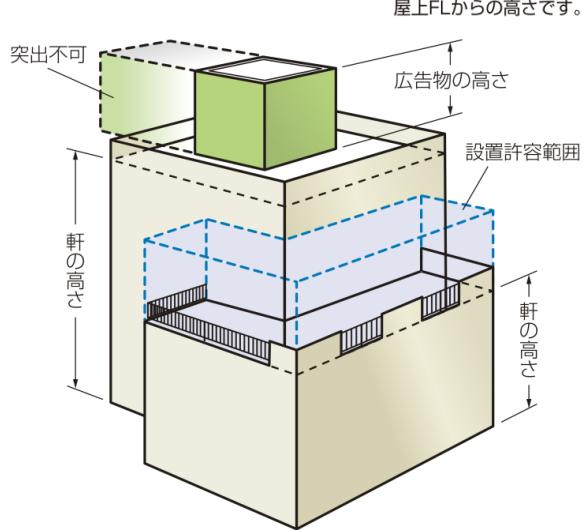
軒の高さ以下（連続して壁面が立ち上がる場合は、その上端以下）

表示個数

1事業者当たり1個

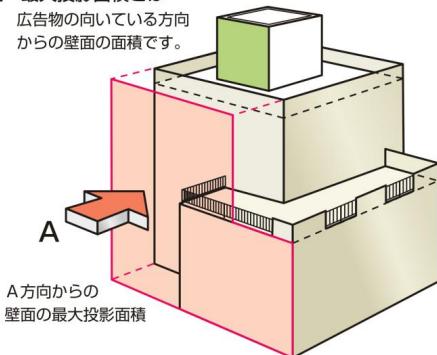
突出幅 壁面の端から突き出してはならない。

■屋上に掲出するもの



広告物等の高さ	
軒の高さの3分の1以下	軒の高さの3分の2以下
上端の高さ 13m以下	突出幅 壁面から突き出しても構わない。
表示個数 1事業所当たり1個	

注：最大投影面積とは…
広告物の向いている方向
からの壁面の面積です。



■バス停留所の上屋に添加されるもの

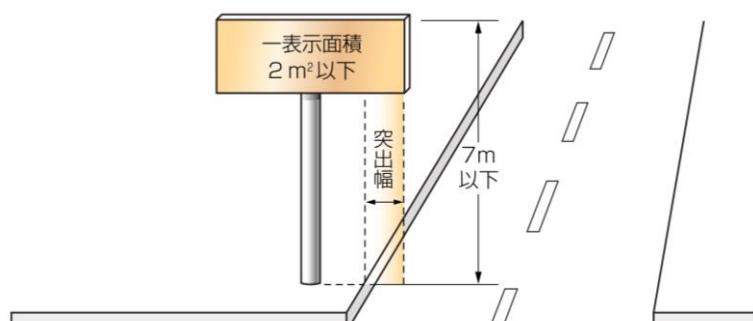


1表示面積	表示し、又は 掲出する物件 を設置すること はできない。	2m ² 以下 上屋1基につき2個。ただし、道路 管理者が支障がないと認めたもの については、この限りでない。
-------	---------------------------------------	---

注：表示個数とは…
表示面の数をいいます。
片面表示で1個。両面表示で2個。

建築物等から独立したもの

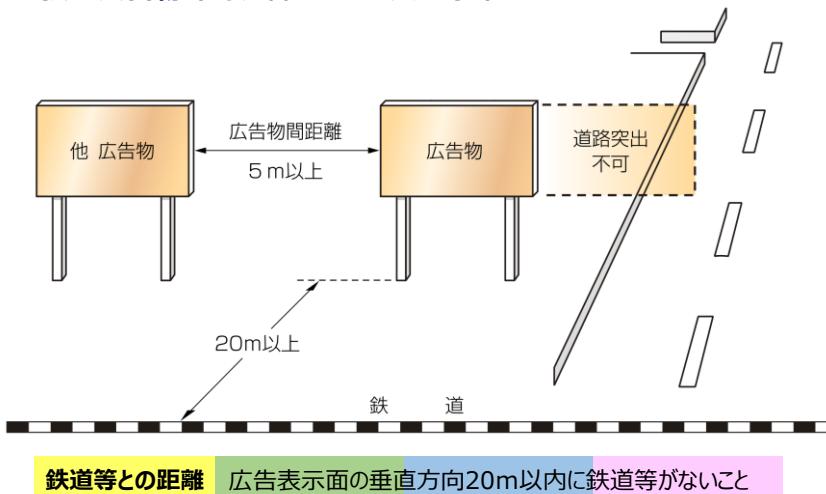
■小規模広告物（1表示面積が2m²以下のもの）



1表示面積 2m ² 以下	総表示面積 8m ² 以下
上端の高さ 7m以下	表示個数 1敷地につき1個

突出幅
事業所の敷地から突き出しても構わない。
道路に係るものにあっては、道路境界から1m以内（バス停留所の標識
及び施設を利用するものを除く。）

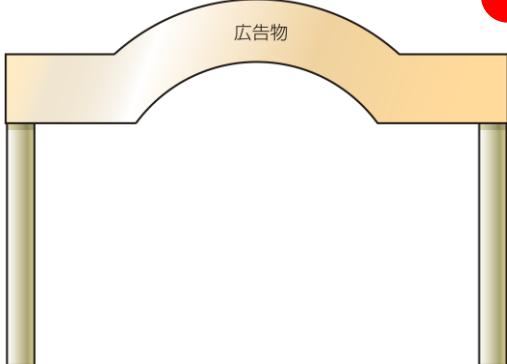
■独立広告物（1表示面積が2m²を超えるもの）



1表示面積		
3m ² 以下	20m ² 以下	30m ² 以下
総表示面積		
12m ² 以下	80m ² 以下	120m ² 以下
上端の高さ		
5m以下	13m以下	15m以下
突出幅		
道路上に突き出してはならない。		
表示個数		広告物等相互間距離
1敷地につき1個		5m以上

鉄道等との距離 広告表示面の垂直方向20m以内に鉄道等がないこと

アーチ



1表示面積 表示し、又は 15m²以下

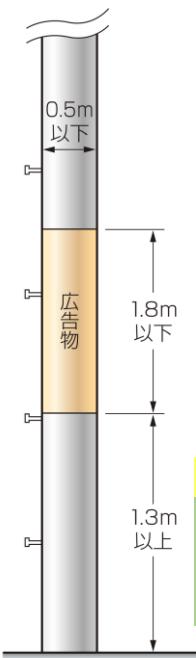
総表示面積 掲出する物件 30m²以下

設置形態等
の制限
を設置すること
はできない。

国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものであって、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

電柱類を利用するもの

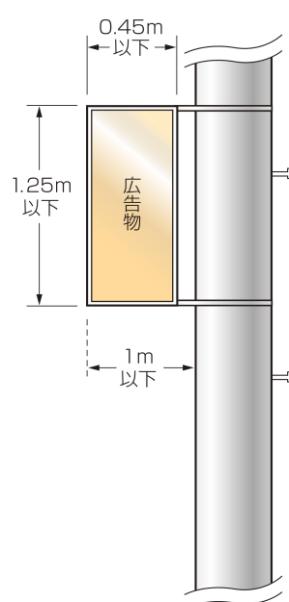
■電柱塗装又は巻立広告



表示面の数

電柱1本あたり2面
以下。ただし、塗装
広告と巻立広告を
同時に表示できない。

■電柱袖付広告



表示個数

電柱1本あたり1個

■消火栓標識利用広告

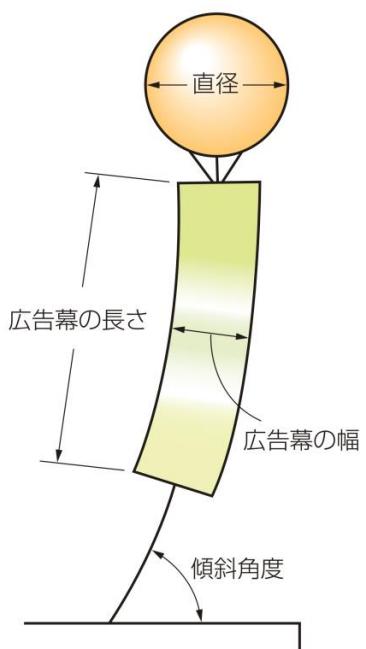


1表示面積 0.32m²以下

表示面の数 柱1本あたり2面以下

表示個数 柱1本あたり1個

アドバルーン



気球の直径

表示し、又は

3m以下

広告幕の幅

掲出する物

1.5m以下

広告幕の長さ

件を設置する

15m以下

傾斜角度

ことはできない。

地表面に対して45度以上

立看板



1表示面積

2m²以下

自動車・鉄道等（モノレール除く）車両広告

総表示面積

1車両当たりの総表面積（ただし、走行時に道路、線路、軌道又は索道に接する側の1面を除く。）の10分の3以下

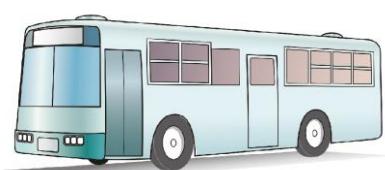
設置形態等の制限

- (1)窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
- (2)車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
- (3)道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車においては、前号に掲げるもののほか、当該車両の前面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
- (4)道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車においては、第2号に掲げるもののほか、当該車両の前面及び後面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
- (5)蛍光し、又は発光する素材、反射の著しい材料等を使用してはならない。
- (6)照明装置、映像装置等を使用してはならない。
- (7)信号機、道路標識等若しくは方向指示器、制動灯等に色彩若しくは形状が類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。

モノレール車両広告

設置形態等の制限

- (1)車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
- (2)乗務員室の窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、乗務員室の前面の窓面のうち、車両の下端から高さが0.9m以下の部分に表示し、又は掲出する物件を設置する場合であって、広告物及び広告物を掲出する物件の大きさが縦0.6m以下、横0.6m以下で、その個数が1車両当たり1個のときは、この限りでない。
- (3)蛍光し、又は発光する素材、反射の著しい材料等を使用してはならない。
- (4)照明装置、映像装置等を使用してはならない。
- (5)乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、透過する材質を用いること。



広告物の中には、日常生活を営むうえで最低限必要なものもあります。次に掲げるものについては、許可申請は不要です。

(条例 9 条／規則 5 条)

次の広告物は、許可申請は不要です。

- ・ 人、動物、車両（自動車及び鉄道等車両を除く）、船舶等に掲出するもの
- ・ 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示するもの
- ・ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示するもののうち、周囲の景観に調和した絵画その他の図柄を描写したものであって、魅力ある景観の形成に資するもの（営利を目的としないものに限る）

次の広告物は、許可申請は不要で、禁止物件の適用も除外されます。

■ 全ての禁止物件の適用が除外されるもの

- ・ 法令の規定により掲出するもの
- ・ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって掲出するもの

■ はり紙、はり札、広告旗、立看板等の掲出を禁じている一部の禁止物件（電柱、街灯柱、消火栓標識）の適用が除外されるもの

※電柱等の管理者に承諾を得ることが必要です。

- ・ 公職選挙法の規定により表示するポスター等
- ・ 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に掲出するもの
- ・ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの
- ・ 政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に掲出するもの

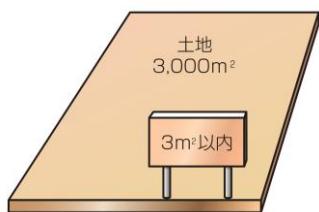
次の広告物は、基準を満たせば許可申請は不要です。

● 共通基準

第1種地域	第2種地域	第3種地域
地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。	蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。	信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。
ネオン管、その他広告物の照明は点滅しないこと。 回転灯を使用しないこと。		

◆ 自己の管理する土地や物件に管理上必要な広告物を掲出するもの

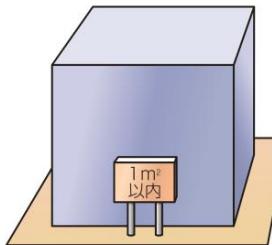
■ 土地を管理するためのもの



表示面積
3m²以内

設置個数
3,000m²につき 1 個

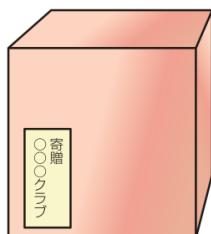
■ 物件を管理するためのもの



表示面積
1 m²以内

設置個数
通常必要とする最小限の数

◆ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの



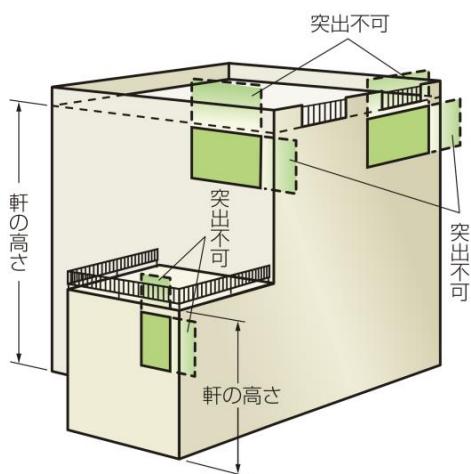
表示面積
当該施設又は物件の表示面の投影面積の10分の1
以下かつ0.5m²以下

設置個数
施設又は物件あたり1個

◆ 自己の事業所や作業場に自己の氏名・名称・商標・事業内容等を掲出するもの

建築物に表示し、又は掲出するもの

■ 壁面に掲示するもの



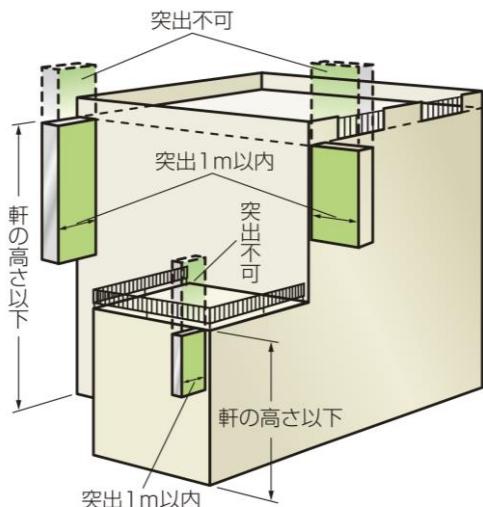
総表示面積

1壁面につき壁面面積の5分の
1以下かつ5m²以下（軒の高さ
が7mを超える建築物にあって
は10m²以下）

1壁面につき壁面面積
の5分の1以下

突出幅
壁面の端から突き出してはならない

■ 建物から突き出るものの掲出



1表示面積
3m²以下

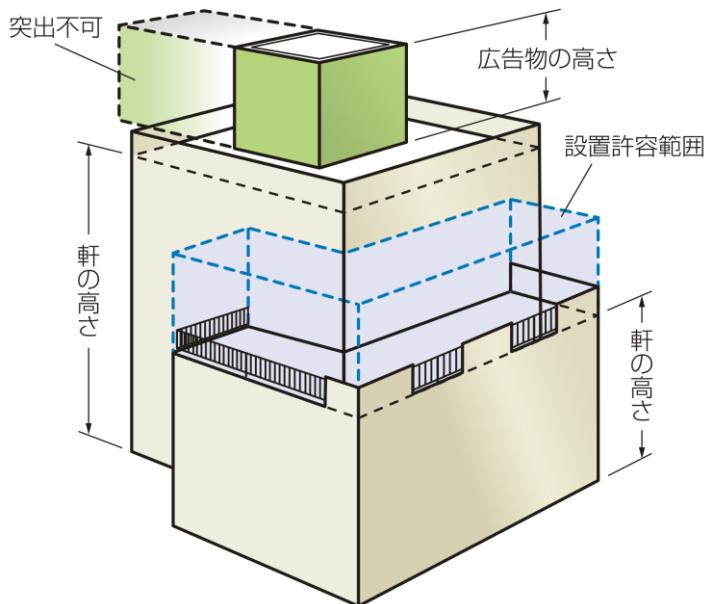
突出幅
事業所の敷地内で壁面から1m以下

上端の高さ
軒の高さ以下（連続して壁面が立ち上
がる場合は、その上端以下）

設置個数
1 事業所当たり 1 個

■屋上に掲出するもの

注：屋上広告物の高さとは…
屋上FLからの高さです。



広告物等の高さ

軒の高さの3分の1以下	軒の高さの3分の2以下
-------------	-------------

上端の高さ

13m以下

突出幅

壁面から突き出しても構わない

表示個数

1事業所当たり1個

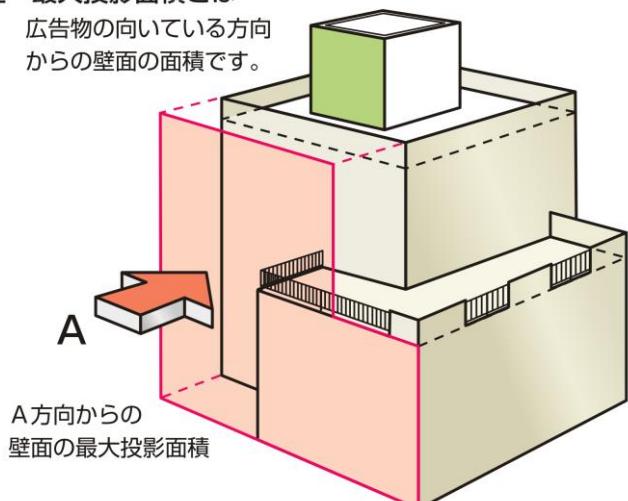
1 表示面積

広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5m以下（軒の高さが7mを超える建築物等にあっては10m²以下）

広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下

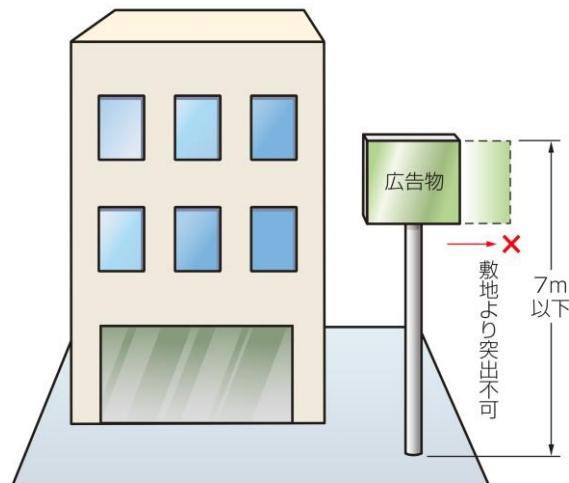
注：最大投影面積とは…

広告物の向いている方向からの壁面の面積です。



建築物等から独立したもの

■小規模広告物（1表示面積が2m²以下のもの）



1表示面積 2m²以下

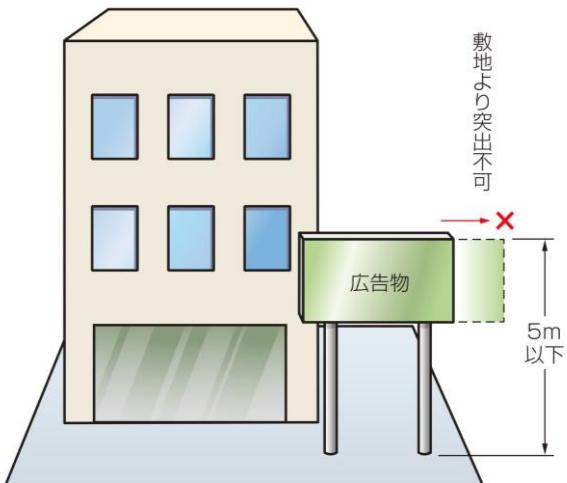
総表示面積 8m²以下

上端の高さ 7m以下

突出幅 事業所の敷地から突き出してはならない

設置個数 1敷地につき1個 1敷地につき2個

■独立広告物（1表示面積が2m²を超えるもの）



1表示面積 3m²以下 10m²以下

総表示面積 12m²以下 40m²以下

上端の高さ 5m以下

突出幅 事業所の敷地から突き出してはならない

設置個数 1敷地につき1個 1敷地につき2個

自動車・鉄道等（モルールを除く）車両広告

- (1)政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的をしない活動
又は行事のために自己の管理する車両に表示するもの
- (2)広告宣伝用自動車（自動車登録規則別表第2に規定されるものに限る。）
- (3)自動車の登録（使用の本拠の位置）が千葉市以外のもの
- (4)自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するために自己の事業の用に供し、かつ、自己の管理する車両に表示するものであって、下表の条件を全て満たすもの

総表示面積
1車両あたり15m²以下

1表示面積
1面あたり10m²以下

設置形態の制限

窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。

モルール車両広告

- (1)政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的をしない活動
又は行事のために自己の管理する車両に表示するもの
- (2)自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するために自己の事業の用に供し、かつ、自己の管理する車両に表示するものであって、下表の条件を全て満たすもの

総表示面積
1車両あたり15m²以下

1表示面積
1面あたり10m²以下

設置形態の制限

乗務員室の窓面及び車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、乗務員室の前面の窓面のうち、車両の下端から高さが0.9m以下の部分に表示し、又は掲出する物件を設置する場合であって、広告物及び広告物を掲出する物件の大きさが縦0.6m以下、横0.6m以下で、その個数が1車両当たり1個のときは、この限りでない。
乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、透過する材質を用いること。

広告物景観形成地区

(条例4条の2)

各地域区分（第1種地域、第2種地域、第3種地域）による制限のほか、地域の特性を活かした魅力ある景観を形成するため、広告物又は広告物を掲出する物件の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法を制限することが特に必要な区域を、広告物景観形成地区として指定しています。

広告物景観形成地区では、区域内における広告物の表示又は広告物を掲出する物件の基本方針を定めるとともに、地区独自の許可の基準などを設けています。

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区 (令和3年6月18日千葉市告示第529号)

■指定区域

千葉市美浜区中瀬一丁目、中瀬二丁目、ひび野一丁目、ひび野二丁目及び美浜の各一部

■施行日

令和3年9月1日

■屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針

1 地区全体の基本方針

幕張新都心中心地区は、国内外を代表する企業の本社や研究開発の拠点などが集積したオフィスビル群のほか、幕張新都心の中核となる大型コンベンション施設の幕張メッセをはじめ、ホテル、ショッピング、飲食、文化、レクリエーションなどの人々の賑わいや交流を提供する施設が整備され、海浜幕張駅を中心に新都心の都市イメージを象徴する都市景観が形成された地区である。

こうした地区全体の特性を活かし、洗練された魅力と賑わいのある本地区固有の都市景観の保全を図るため、いわゆる野立広告など、幕張新都心中心地区外の事業所等を広告目的とする広告物の無秩序な掲出を抑制する。

2 エリアごとの基本方針

地区全体の基本方針に基づき、幕張新都心中心地区広告物景観形成地区の区域を次のエリアに区分し、各エリアの特性に応じた広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針を定める。

(1) ビジネスエリア

国際的な業務機能、本社機能、先端産業の研究開発機能等が集積するエリアという特性を踏まえ、洗練された街並みと調和した落ち着きのある広告景観を形成するため、自家用広告物（自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）に限るものとする。

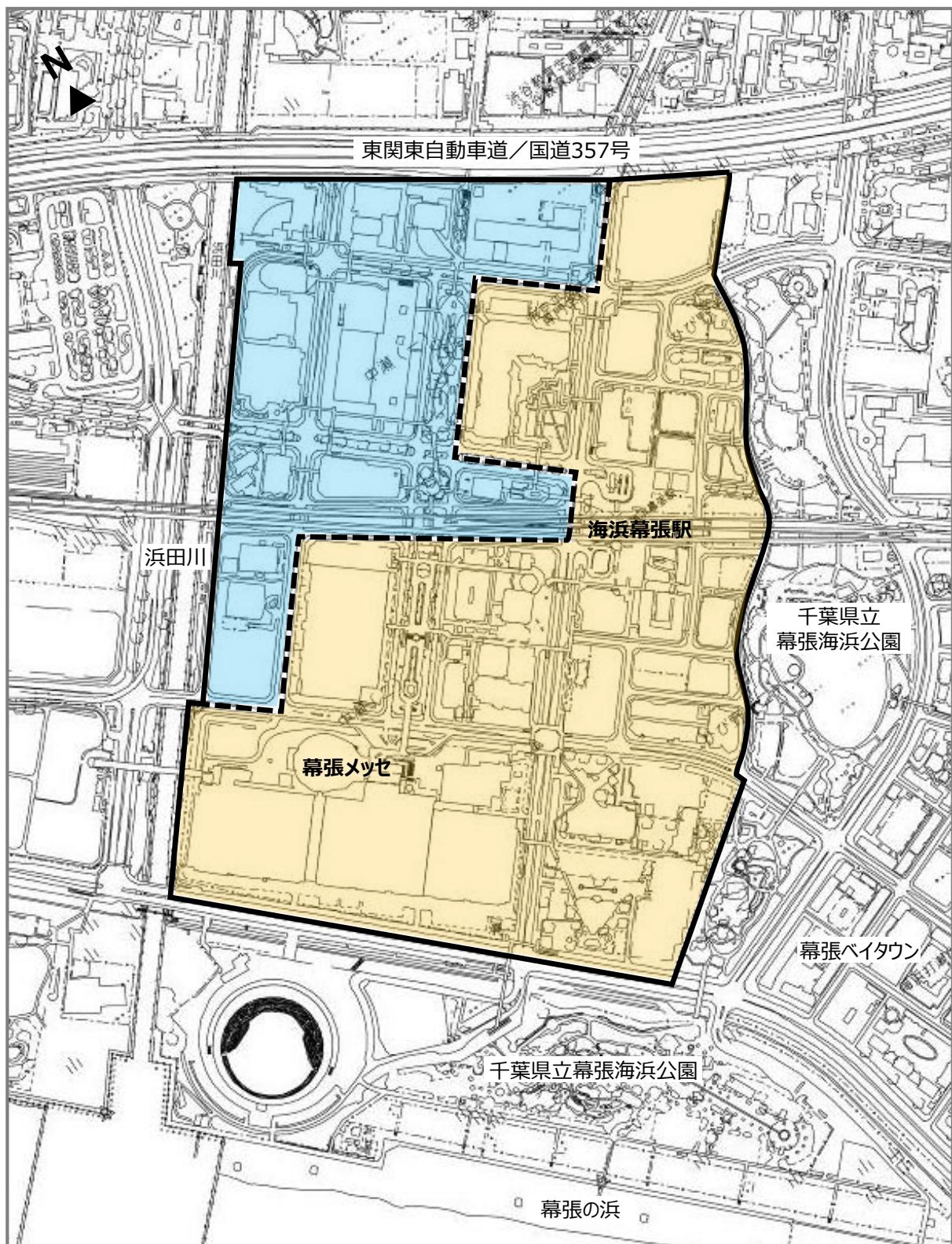
(2) 賑わい創出エリア

大型コンベンション施設や商業施設などが立地するエリアという特性を踏まえ、魅力的で賑わいのある街づくりに資する広告景観を形成するため、自家用広告物に加え、幕張新都心中心地区広告物景観形成地区内の住居、事業所又は作業場の氏名、名称、商標若しくは事業の内容を表示し、又は同地区内の住居、事業所若しくは作業場へ案内し、若しくは誘導を行うための広告物を掲出できるものとする。

■指定区域図

ビジネスエリア

賑わい創出エリア



賑わい創出エリアの区域と第1種地域（千葉県立幕張海浜公園の区域及びその50m以内の区域）が重複する区域では、両方の区域の許可基準を満たす必要があります。（制限が厳しい基準が適応されます）

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、地区独自の許可基準を定めています。

(条例 7 条)
(規則 4 条)

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区

● 共通基準

ビジネスエリア

賑わい創出エリア

ビジネスエリア

賑わい創出エリア

黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。

歩行者の通行に支障となるものでないこと。

広告物の照明は点滅しないこと。

自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1)バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの
- (2)消火栓標識利用広告

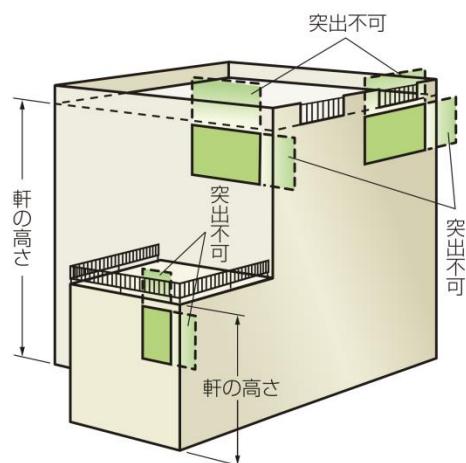
自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1)幕張新都心中心地区広告物景観形成地区内の住居、事業所又は作業場の氏名、名称、商標若しくは事業の内容を表示し、又は同地区内の住居、事業所若しくは作業場へ案内し、若しくは誘導を行うための広告物又はこれを掲出する物件
- (2)映像により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3)バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの
- (4)消火栓標識利用広告

※現在、幕張新都心中心地区には地区計画の制限により、住居はありません。

建築物に表示し、又は掲出するもの

■壁面に掲示するもの



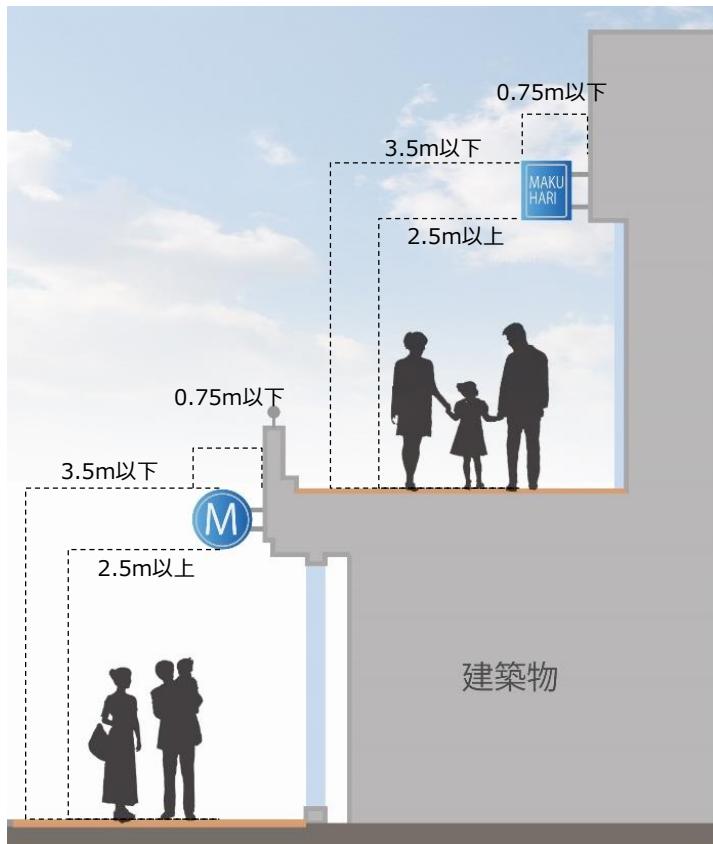
総表示面積
1 壁面につき壁面面積の 5 分の 1 以下

突出幅
壁面の端から突き出してはならない。

設置形態等の制限
窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについてはこの限りでない。

窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについてはこの限りでない。

■建物から突き出るもの

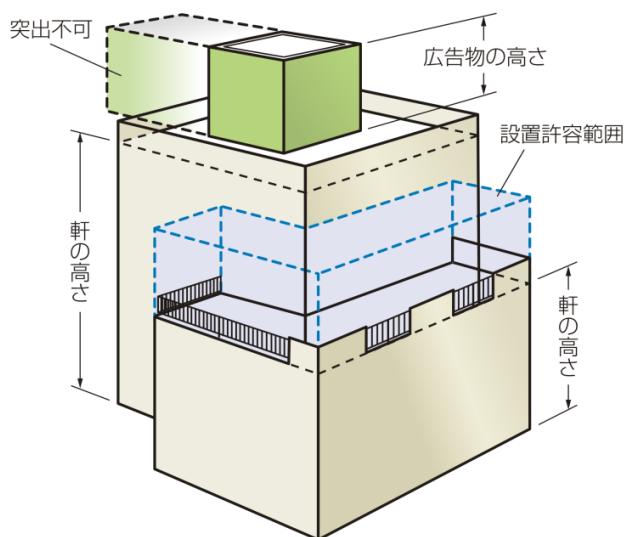


突出幅	事業所の敷地内で壁面から 0.75m以下
上端の高さ	歩行面から3.5m以下
下端の高さ	歩行面から2.5m以上
設置場所	1階又は高架の公共用 歩廊等の歩行者の通行が ある階に限る。

注：高架の公共用歩廊とは…
スカイウェイをいいます。

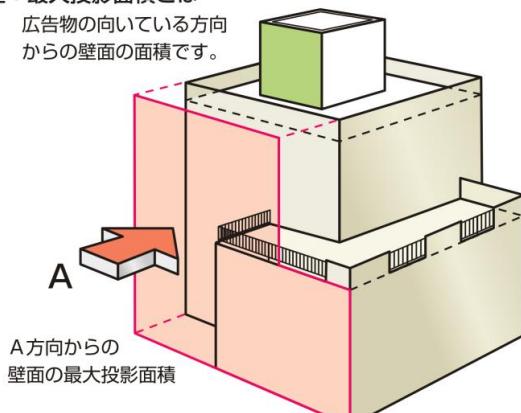
■屋上に掲出するもの

注：屋上広告物の高さとは…
屋上FLからの高さです。



1表示面積	表示し、又 は掲出する 物件を設置 することはで きない。	広告物等の向 いている方 向からの壁面 の最大投影面 積の5分の1以 下
広告物等の 高さ		軒の高さの3分の2以下
突出幅		壁面から突き出 してはならない。

注：最大投影面積とは…
広告物の向いている方
向からの壁面の面積です。



■バス停留所の上屋に添加されるもの



1表示面積

2 m²以下

表示個数

上屋1基につき2個。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。

注：表示個数とは…

表示面の数をいいます。

片面表示で1個。両面表示で2個。

建築物等から独立したもの

■小規模広告物（1表示面積が2m²以下のもの）

1表示面積

2m²以下

総表示面積

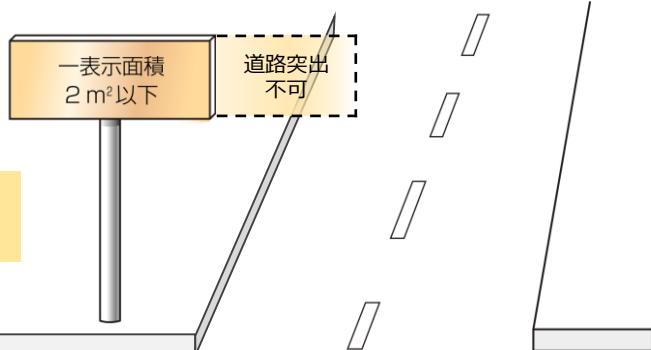
8m²以下

上端の高さ

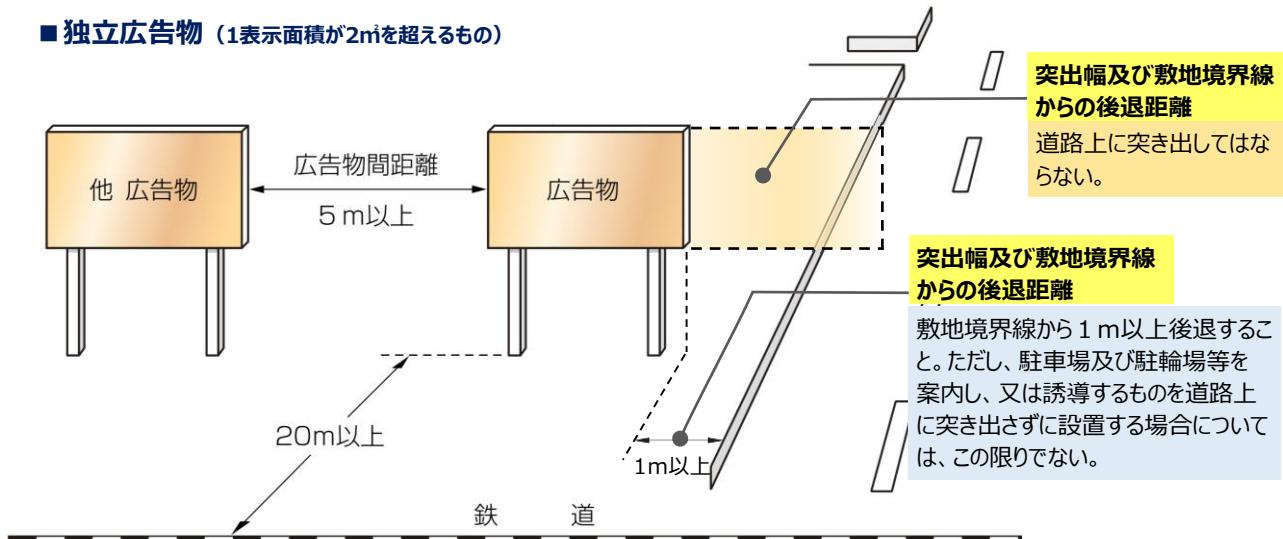
7m以下

突出幅

道路上に突き出してはならない。（バス停留所の標識及び施設を利用するものを除く。）



■独立広告物（1表示面積が2m²を超えるもの）



鉄道等との距離

広告表示面の垂直方向20m以内に鉄道等がないこと。

1表示面積

20m²以下30m²以下

広告物等相互間距離

5m以上

総表示面積

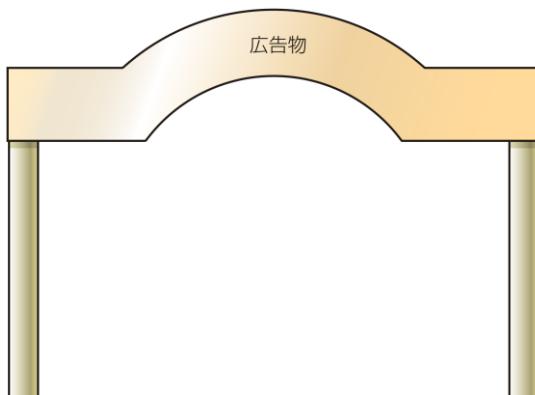
80m²以下120m²以下

上端の高さ

8m以下

15m以下

アーチ



1表示面積

15m²以下

総表示面積

30m²以下

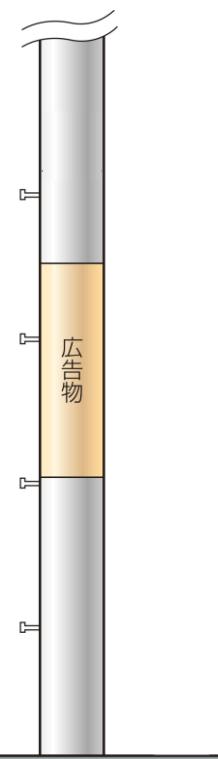
設置形態等の制限

表示し、又は
掲出する物件
を設置すること
はできない。

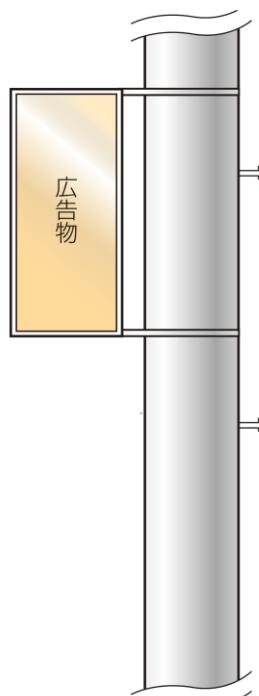
国道及び県道には設置しないこと。た
だし、道路管理者が支障がないと認め
たものであって、表示内容が公共的な
もの又は一時的に設けるものについて
は、この限りでない。

電柱類を利用するもの

■電柱塗装又は巻立広告



■電柱袖付広告



■消火栓標識利用広告



設置の制限

表示し、又は掲出する物件
を設置することはできない。

設置の制限

表示し、又は掲出する物件
を設置することはできない。

1表示面積

0.32m²以下

突出幅

支柱から0.8m以下

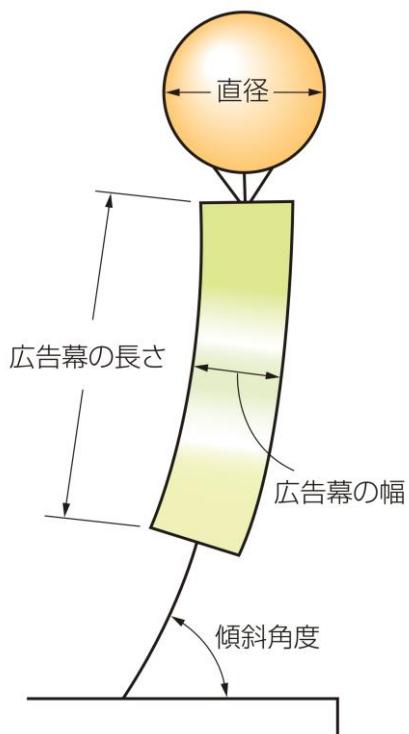
表示面の数

柱 1本あたり 2面以下

表示個数

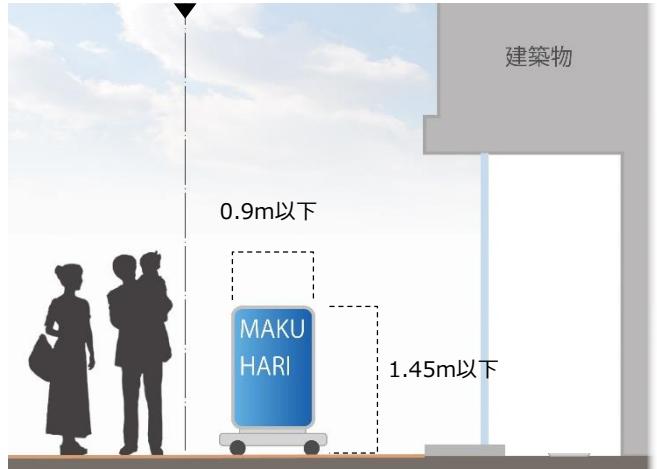
柱 1本あたり 1個

アドバルーン



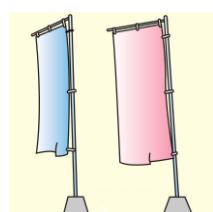
気球の直径	3m以下
廣告幕の幅	1.5m以下
廣告幕の長さ	15m以下
傾斜角度	ない。 地表面に対して 45度以上

立看板



上端の高さ	1.45m以下
幅及び奥行き	0.9m以下
設置場所	事業所の敷地内に設置すること。

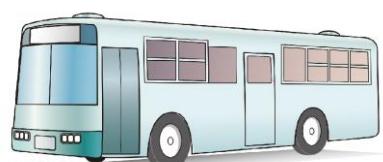
のぼり



設置場所	事業所の敷地内に設置すること。
------	-----------------

自動車・鉄道等（モノレールを除く）車両広告

各地域区分（第1種地域～第3種地域）における許可基準（19ページ）と同じです。



幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、自家用広告物に係る適用除外の基準（許可申請が不要となる基準）について、各地域区分のものとは別に、地区独自の基準を定めています。
(条例9条／規則5条)

● 共通基準

ビジネスエリア

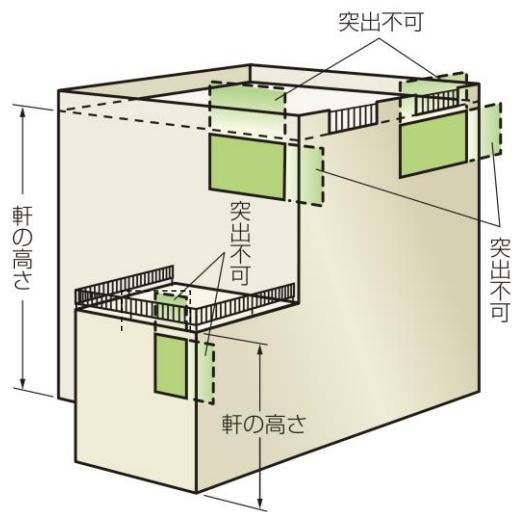
賑わい創出エリア

- 黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
ただし、登録商標については、この限りでない。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- 信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。
- 歩行者の通行に支障となるものでないこと。
- 広告物の照明は点滅しないこと。

◆ 自己の事業所や作業場に自己の氏名・名称・商標・事業内容等を掲出するもの

建築物に表示し、又は掲出するもの

■ 壁面に掲示するもの



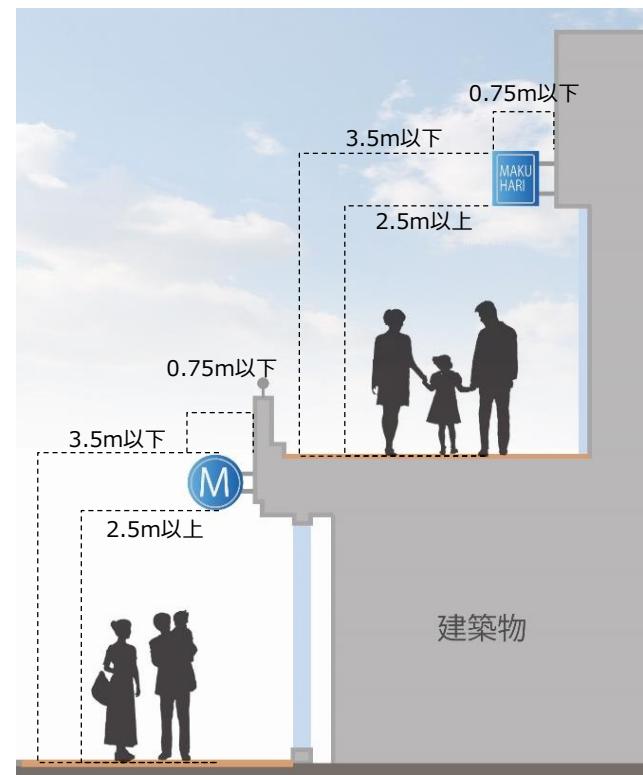
総表示面積

1壁面につき壁面面積の5分の1以下

突出幅

壁面の端から突き出しあてはならない。

■ 建物から突き出るもの



設置形態の制限

窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについては、この限りでない。

窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。

注：高架の公共用歩廊とは…
スカイウェイをいいます。

突出幅

事業所の敷地内で壁面から0.75m以下

上端の高さ

歩行面から3.5m以下

下端の高さ

歩行面から2.5m以上

設置場所

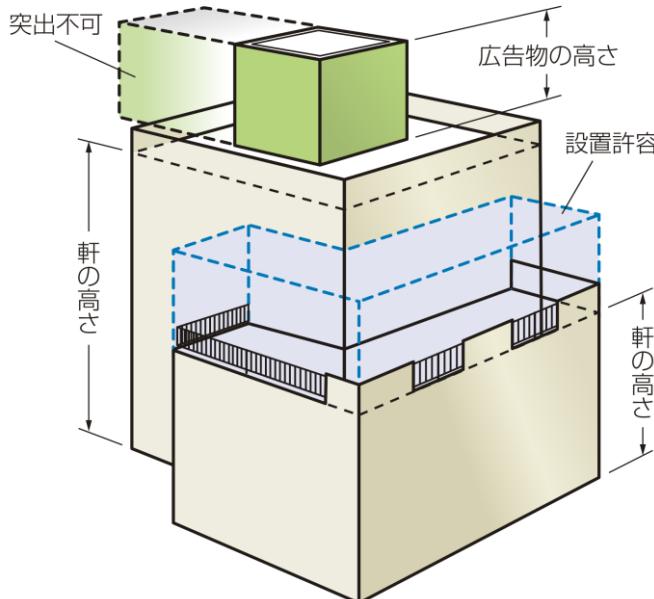
1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。

表示個数

1事業所当たり1個

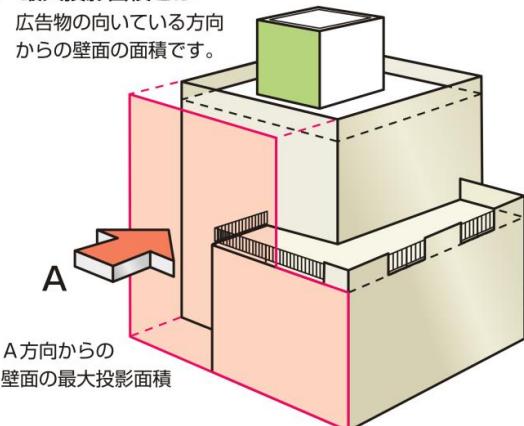
■屋上に掲出するもの

注：屋上広告物の高さとは…
屋上FLからの高さです。



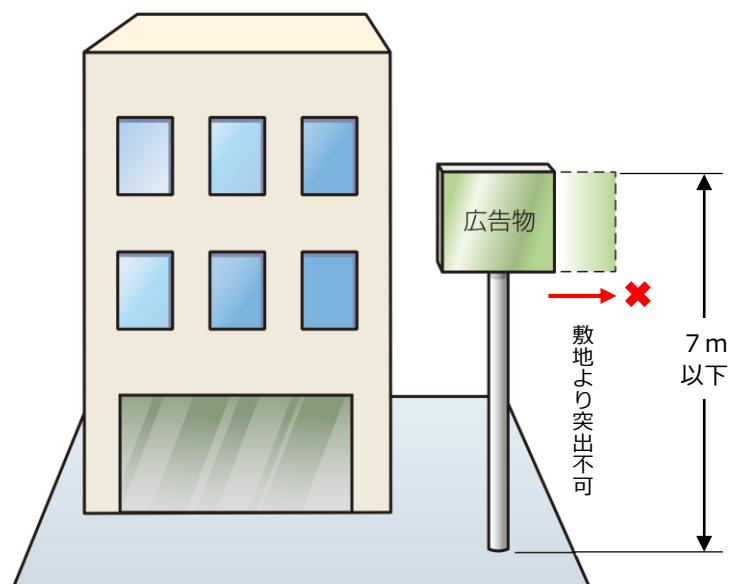
1表示面積	表示し、又は掲出する	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
広告物等の高さ	物件を設置することはできない。	軒の高さの3分の2以下
突出幅		壁面から突き出してはならない。
表示個数		1事業所当たり1個

注：最大投影面積とは…
広告物の向いている方向からの壁面の面積です。



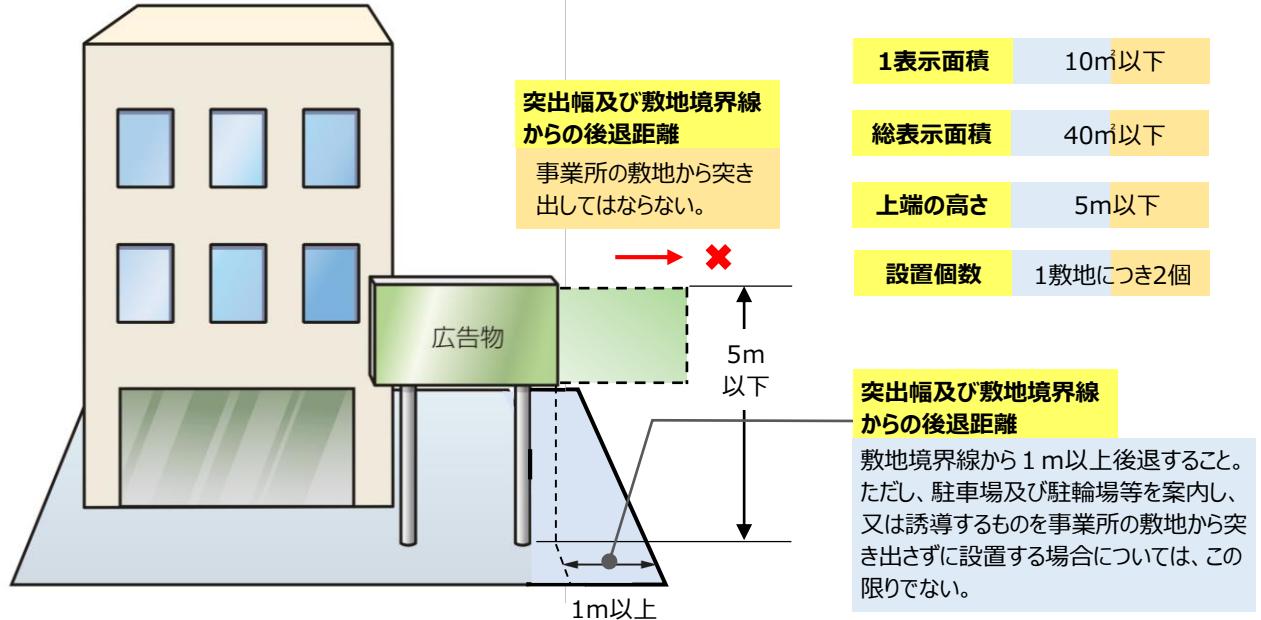
建築物等から独立したもの

■小規模広告物（1表示面積が2m²以下のもの）



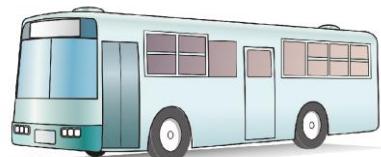
1表示面積	2m ² 以下
総表示面積	8m ² 以下
上端の高さ	7m以下
突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。
設置個数	1敷地につき2個

■独立広告物（1表示面積が2m²を超えるもの）



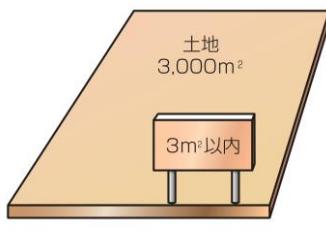
自動車・鉄道等（モノレールを除く）車両広告

各地域区分における適用除外の基準（23ページ）と同じです。

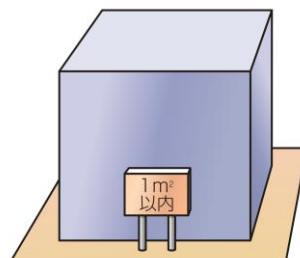


◆自己の管理する土地や物件に管理上必要な広告物を掲出するものなど

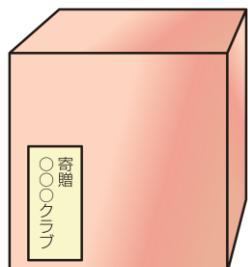
■土地を管理するためのもの



■物件を管理するためのもの



■公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの



各地域区分（第1種地域～第3種地域）における適用除外の基準（20～21ページ）と同じです。

広告物の安全と良い景観を維持するために

広告物を設置したり管理している場合、もし物件が安全上や景観上で問題が起きたとき、補修または除却を速やかに行う必要があります。

補修または除却に該当する場合

- ・著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態
- ・著しく破損し、又は老朽した状態
- ・倒壊し、又は落下するおそれのある状態

除却に該当する場合

- ・許可の有効期間が満了したとき。
- ・許可が取り消されたとき。
- ・物件を設置する必要がなくなったとき。
- ・旧条例の適用を受ける期間が経過したとき。



きまりに違反したら…

もし、きまりに違反した時は、除却や措置命令などのさまざまな規定が設けられています。

◆調査札の取付け (条例13条／規則7条)



違反した物件について、設置者や管理者が不明な場合は、調査のために、規則で定めた事項を記載した調査札を取り付けます。設置者や管理者が確認できないものについては、除却する場合があります。

◆簡易除却 (法7条4項)



貼り紙・貼り札・立看板広告旗(台座を含む)等で、禁止されている場所や地域に掲出されているものや、許可を受けずに掲出されているものについては、除却の対象とさせていただきます。

◆措置命令 (法7条／条例14条1項・2項)

●罰則 (条例42条)

次の違反行為は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ・禁止物件に広告物を設置したとき。
- ・許可を受けずに広告物を設置したとき。
- ・その他除却やは是正の命令に従わなかったとき。
- ・屋外広告業の登録をせずに営業したとき。

次の違反行為は、30万円以下の罰金に処せられます。

- ・屋外広告業の変更の届出をせずに営業したとき。
- ・虚偽の登録をして屋外広告業を営業したとき。

次の違反行為は、20万円以下の罰金に処せられます。

- ・業務主任者を設置せずに営業したとき。

次の違反行為は、10万円以下の罰金に処せられます。

- ・屋外広告業登録の項目の変更や廃業の届出をしなかつたとき。
- ・広告物についての虚偽の報告をし、また立入検査等を拒んだとき。

●両罰規定 (条例43条)

違反行為をした場合、行為者本人が罰せられる他に、行為者に命じた法人も罰せられます。また、行為者に違反を行わせた者も罰せられます。

うるおいのあるまちづくり



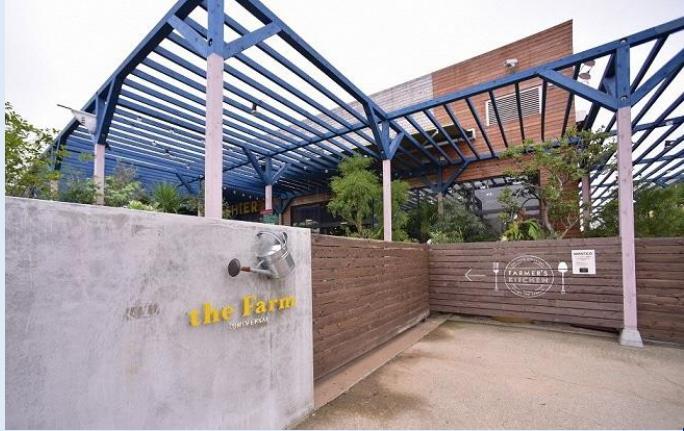
千葉市では
景観を形成する屋外広告物の
環境との調和を追求し、
よい良いまちづくりのため、
コンクールやキャンペーンなど
市民参加の屋外広告物行政に
取り組んでいます。

● 屋外広告物美化キャンペーン

屋外広告物について市民の皆様に、より理解していただくために、千葉県、船橋市、柏市、千葉県屋外広告美術協同組合と共同でキャンペーンを実施しています



(キャンペーン開催時の様子)



(the Farm UNIVERSAL CHIBA)

● 千葉市都市文化賞 広告景観部門

千葉市では、都市における建築文化の向上と魅力あるまちづくりを推進するため、良好な景観形成に寄与すると認められる建築物や活動を対象に毎年「都市文化賞」を実施し、表彰しています。



(幕張ベイパークのサイン)



(はり紙撤去)



● 公共掲示板の設置

違反のはり紙等の広告物をなくすために、公共掲示板の整備を進めています。



● 一般市民や屋外広告専門業者の協力による 違反広告物撤去

まちの美化活動の一環として、市民の皆様の協力をいただき、はり紙等の違反広告物の撤去を進めています。



●お問い合わせは●

**千葉市都市局都市部 都市計画課
都市デザイン室**

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
TEL043-245-5307 FAX043-245-5627

平成14年7月1日施行

令和6年4月1日改正